○環境省告示第八十三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第七条第四項の規定に基づき、展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成十六年四月環境省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日　環境大臣　石原　伸晃

第１の２中「及び整備の状況」を「、整備の状況及びその維持管理等に必要な経費」に改め、「種類」の下に「及び数」を、「大きいこと等」の下に「から、その飼養については限定的であるべきこと」を、「すべきであること。」の下に「特に、特定動物に係る選定については、不十分な管理が、直接人命等に害を加えるおそれがあることを勘案しつつ、より慎重に検討すべきであること。」を加え、同４中「終生飼養」を「その命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）」に改める。

第２の⑴中「哺乳類（ほ）」を「哺乳類」に改める。

第３の１の⑴のイ中「、傷病のみだりな放置は」を「、みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは」に、「について十分に認識」を「を十分認識」に改め、同カ中「すること。」の下に「特に、犬及び猫については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第22条の５に定める期間は、親子を共に飼養するよう努めること。」を加え、同キの次に次のように加える。

ク　犬又は猫の展示を行う場合には、原則として、午前８時から午後８時までの間において行うこと。

第３の３の⑴のウ中「保守点検」を「施錠の実施状況や飛来物の堆積状況について確認する等の保守点検」に改め、同⑵中「努めること。」の下に「また、有毒動物の飼養施設については、開口部が閉じた状態であっても、外部から当該動物の状態を確認できるものとすること。」を加え、同⑶のア中「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」を「法」に、「措置」を「関係機関との連絡体制、捕獲又は捕殺するための措置等」に改め、同７中「譲り渡すように努めること。」の下に「また、あらかじめ、展示動物の譲渡先を探すための体制の確保に努めること。」を加える。

第４の１の⑴のウ中「配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること」を「配慮することとし、動物をみだりに、殴打し、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること」に改め、同３の⑴中「与えないようにすること。」の下に「特に犬又は猫の撮影に当たっては、幼齢期の取扱いに留意するよう努めること。」を加える。

○環境省告示第八十四号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第七条第四項及び第四十一条第四項の規定に基づき、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成十八年四月環境省告示第八十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日　環境大臣　石原　伸晃

第１の３の次に次のように加える。

４　その他

管理者は、定期的に、本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。なお、当該点検結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。

第２の⑶中「哺乳類（ほ）」を「哺乳類」に改める。

第３の１の⑴のア中「適切に給餌（と）及び給水」を「適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保」に、同７中「動物の処分方法に関する指針」を「動物の殺処分方法に関する指針」に改める。

○環境省告示第八十五号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第七条第四項の規定に基づき、産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和六十二年十月総理府告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日　環境大臣　石原　伸晃

第１中「愛情をもつて飼養するよう努める」を「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保する」に改める。

第２の⑴中「ほ乳類」を「哺乳類」に改める。

第３の４中「及び産業動物に対する虐待の防止に努めること」を「に努めるとともに、産業動物に対する虐待を防止すること」に改め、同４の次に次のように加える。

５　管理者及び飼養者は、その扱う動物種に応じて、飼養又は保管する産業動物の快適性に配慮した飼養及び保管に努めること。

第７中「ほ乳類」を「哺乳類」に改める。

○環境省告示第八十六号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十五条第五項（同法第三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成十八年一月環境省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日　環境大臣　石原　伸晃

題名中「ねこ」を「猫」に改める。

本則中「第35条第１項及び第２項」を「第35条第１項本文及び第３項」に、「ねこ」を「猫」に、「第35条第１項又は第２項」を「第35条第１項本文又は第３項」に改める。

第１の１中「第35条第１項」を「第35条第１項本文」に、「引取りを」を「引取り又は引取りの拒否を」に改め、同２中「観点から」の下に「、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、法第35条第１項ただし書の規定に基づき、引取りを行わない理由を十分説明した上で、引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については」を加え、「に努めること」を「を行った上で引取りを行うこと」に改め、同３を次のように改める。

３　遺失物法（平成18年法律第73号）第４条第３項では、同条第１項及び第２項の規定について、法第35条第３項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、これを適用しないこととされていることを踏まえ、都道府県知事等は、都道府県警察との間で協力体制を構築すること。

第１の５中「第35条第２項」を「第35条第３項」に改める。

第３の２中「都道府県知事等は」の下に「、殺処分がなくなることを目指して」を加え、同５中「努めること。」の下に「また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあっては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。」を加える。

第４中「又は動物を教育、試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者」を削る。

別記様式を次のように改める。